## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	п -4-2-2	「解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動	募集資料の改定については、速やかに対応することが
	(2)③イ.	や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため」の係数が及ぼす影響とし	望ましいと考えますが、貴見のとおり令和4年4月から
	(ア)	て、募集資料(契約概要)において「解約時の保険料積立金に対して控除され	対応することで問題ないと考えます。
		る割合の例示等」が求められている。	
		この点、募集資料の改定には相応の準備期間が必要であり、改正監督指針適	
		用日(パブコメ結果公表日を想定)からの対応は現実的に困難なため、一定の	
		猶予期間を認めていただきたい。	
		例えば、外貨建保険については、標準責任準備金制度導入に伴う基礎書類改	
		定と併せて、Ⅳ-5-3(2)に定める係数の水準適正化に係る基礎書類改定を行	
		い、令和4年4月から水準適正化と併せて募集資料の改定を行うことで問題	
		ないか。	
2	п -4-2-2	MVA は「市場価格調整」などと翻訳されて、外貨建生命保険の「契約のしお	貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただき
	(2)③イ.	り・約款」に記載されているが、記載内容は金融専門用語と数式の塊であり、	ます。
	(ア)	難解極まりない。ときには英語表記である。そもそも、市場価格調整は金融商	
		品販売法第3条1項1号で説明義務の対象となっている「取引の仕組みのう	
		ちの重要な部分」に該当するものである。したがって、例示等を使って顧客が	
		理解できるような記載を求めることを目指している今回の改正には大いに賛	
		成である。	
		また、一般顧客は、難解な MVA の内容に分け入って検討し、その合理性・妥	
		当性を検証することは不可能であることから、保険商品審査において金融庁	
		がそのチェックをすることにも大いに賛成である。	
		(他5件、同様のご意見がございました。)	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
3	п −4−2−2	Ⅱ-4-2-2(2)③イについては、「市場金利」が何を意味するかについての分か	保険会社や保険募集人には、保険業法第 294 条や第 294
	(2)③イ.	り易い説明も必要とするべきである。	条の2等に基づき、顧客が十分に内容を理解したうえで、
	(ア)	そもそも「市場金利」が何を意味するかが一般顧客には分からないことにも	自らの意向に沿った保険契約の締結が出来るようにする
		留意する必要があろう。「契約のしおり・約款」には、「市場金利」はアメリカ	ことが求められます。当然のことながら、専門用語等の意
		やオーストラリア国債の利回り、金利スワップレートなどをキーワードにし	味も含めて十分に顧客に理解をいただくことが前提とな
		て定義されているが、それ自体一般顧客に馴染みのない概念であるうえ、定義	りますので、契約のしおり・約款に記載することも一例と
		の文章自体が金融専門用語と英語の塊であり、理解困難である。この「市場金	して、顧客の属性に応じた適切かつ十分な説明が行われる
		利」の概念は、金融商品販売法第3条1項1号で説明義務の対象となってい	よう、引き続き適切に監督してまいります。
		る「当該指標」に該当するはずであるから、顧客が理解できるような記載をさ	
		せるべきである。	
		(他5件、同様のご意見がございました。)	
4	IV-5-3(2)	「解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変	貴見のとおりです。
		動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため」の係数について水準適	
		正化が求められている。	
		この点、当該規定の対象には、今後認可申請を行う新商品のほか、既認可商	
		品も含まれ、今後販売する商品については新商品に限らず水準適正化が求め	
		られると理解してよいか。	
5	IV-5-3(2)	「解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変	既認可商品で今後販売する商品については、速やかに対
		動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため」の係数について水準適	応することが望ましいと考えますが、外貨建保険の標準責
		正化が求められている。	任準備金制度導入とあわせて、令和4年4月から対応する
		この点、既認可商品の水準適正化については、改正監督指針適用日(パブコ	ことで問題はないと考えます。
		メ結果公表日を想定) からの対応は現実的に困難なため、一定の猶予期間を認	
		めていただきたい。例えば、外貨建保険については、標準責任準備金制度導入	
		に伴う基礎書類改定と併せて、水準の適正化に係る基礎書類改定を行い、令和	
		4年4月から水準適正化を行うことで問題ないか。	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
6	IV-5-3(2)	「解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変	貴見のとおりです。
		動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため」の係数について水準適	
		正化が求められている。	
		この点、既に締結した契約については当該規定の対象外であるとの理解で	
		問題ないか。	
7	IV-5-3 (2)	「解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変	貴見のとおりです。
		動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため」の係数について水準適	
		正化が求められている。	
		この点、水準適正化に係る基礎書類改定の認可申請では、「解約返戻金額の	
		計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動に備えるための係	
		数」、「運用資産の売却に係る取引費用に備えるための係数」等について、その	
		内訳や設定根拠を提示する必要があると理解してよいか。	
8	IV-5-3(2)	本パブコメにおいては、タイムラグマージンについて、「解約返戻金額の計	いわゆるタイムラグマージンに統一的な定義はないも
		算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、運用資産の売却	のの、一般的には「解約返戻金額の計算基礎を設定する時
		に係る取引費用等に備えるための係数」とされているが、同係数は「解約に伴	期と解約時期の間に生じる金利変動」部分を指すものと考
		い発生する費用との整合性やリスク管理の高度化などに照らして、合理的か	えられます。これに「運用資産の売却に係る取引費用等」
		つ妥当な水準に設定」することが求められている。ここで、前者の運用資産の	をあわせて係数を設定する場合には、いずれも合理的かつ
		売却に係る取引費用とはビッド・アスクスプレッドを意味するものと思われ	妥当な水準に設定する必要があり、商品審査の過程で確認
		る一方、後者の解約に伴い発生する費用とは保険会社の事務コストであり、通	をいたします。
		常、解約控除によりカバーされるものと思われる。この理解が正しければ、タ	また、文脈を明確にするため、Ⅱ-4-2-2(2)③イ及び
		イムラグマージンが解約に伴い発生する費用の水準に影響するのは、保険契	IV-5-3(2)において、「運用資産の売却に係る取引費用等」
		約者にとって不当に不利益なものとなる可能性がないか、確認したい。	を「解約に伴う運用資産の売却に係る取引費用等」に、ま
			た IV-5-3(2)において、「解約に伴い発生する費用との整合
			性やリスク管理の高度化等に照らして」を「リスク管理の
			高度化や解約に伴って見込まれる取引費用との整合性等
			に照らして」に修正いたします。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
9	その他	本パブコメでは、タイムラグマージンは「解約に伴い発生する費用との整合	貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただき
		性やリスク管理の高度化などに照らして、合理的かつ妥当な水準に設定」する	ます。
		ことが求められている。この点は、一般的には「社内の商品開発委員会等のガ	
		バナンスプロセス、および数理審査における当局説明や認可取得」をもって充	
		足されたと推定されるというのが、我が国の実務慣行と理解している。	
		一方で、このような充足性というのは、0 か 1 というものではなく、その間	
		の様々な水準にあるものであると考えられることから、事後的にも、社内検証	
		や監督・検査を含む、絶え間ない検証・改善が求められるべきものである。	
		従って、どのように本件を充足すると判断したかについては、商品開発時の	
		資料や認可申請書類のような、事後的には見られる頻度が減ってしまう資料	
		だけではなく、算出方法書のような書類にもきちんと記載することを求める	
		べきではないか。現在の算出方法書は無味乾燥な算式の羅列になっており、数	
		理ガバナンス的な機能は果たしていない会社が多いと認識しているが、本パ	
		ブコメ以降、算出方法書を数理ガバナンス上の役割を果たせるようなものと	
		していくことを提案したい。	
10	その他	パブコメにもある通り、タイムラグマージンは、解約日と解約返戻金の基礎	解約返戻金の基礎決定日の設定については、商品審査の
		決定日の差があることから生じるものであり、タイムラグマージンそのもの	過程で確認をしております。貴重なご意見として承り、今
		はもちろんであるが、解約返戻金の基礎決定日自体の設定についてもパブコ	後の参考とさせていただきます。
		メの対象とすべきではないか。会社によって月1回であったり2回であった	
		り様々であり、この日数ラグ自体を短縮化することで、タイムラグマージン自	
		体を小さくするという視点も必要と思った。	
11	その他	今回のパブリックコメントで取り上げられましたタイムラグマージンに関	ご質問の具体的状況が明らかではないため回答するこ
		する規定につきましては、従来から数理審査においてご確認頂いております	とは困難ですが、貴重なご意見として承ります。
		内容を、改めて監督指針に取り込んだだけであり、従来からの商品開発実務を	
		変更するものではなく、言い換えますと、商品開発部担当役員が善管注意義務	
		を果たす上で、従来以上の形式要件が求められるわけではない、と認識してお	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		ります。	
		商品部長が担当役員から形式的な仕事を増やされることがないよう、この	
		点につきまして、ご確認を頂けますと幸いでございます。	
12	その他	解約返戻金の計算基礎である基準金利は、保険料計算基礎と同じものを使	標準責任準備金の計算の基礎となる予定利率(標準利
		用し、一定のクレジットスプレッドを見込むことが一般的であるが、健全性規	率)については、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に基づき算
		制である標準責任準備金の計算基礎を求める際に用いる基準利率にもこれと	出することとなっており、商品審査の過程で確認をいたし
		同じものを使用することについては、本パブコメには特段の記載がないこと	ます。
		から、監督上、論点になることはないと考えて良いか。	
13	その他	保険業法施行規則 77 条第四号において、「契約者価額の算出」は保険計理人	保険計理人は、「Ⅱ-1-2-1(8) 保険計理人」等に記載のと
		の関与事項とされている一方、日本アクチュアリー会の定める「保険計理人の	おり、保険数理に関する事項について適切に関与すること
		実務ガイド及び例示集」には、いまだ MVA についての言及はなされてないと認	が求められますので、保険数理の一部である MVA の算式等
		識している。従って、本監督指針の改正後も、タイムラグマージンを含む MVA	についても、十分に確認していただくことが必要であると
		の算式について、仮に保険計理人の確認が不十分であったとしても、保険計理	考えます。
		人の職務が適切に果たされてないとご当局から見なされることはないことを	
		確認したい。	
14	その他	タイムラグマージンの設定の考え方は、まだ日本アクチュアリー会の保険 1	日本アクチュアリー会は保険業法第 122 条の 2 に基づく
		のテキストには詳しく触れられていない。このようなパブコメの趣旨を実効	指定法人であり、今回の監督指針改正も踏まえたアクチュ
		的に実現していくのであれば、やはり実際の実務を担っているアクチュアリ	アリー養成や研修(同条第2項第1号)が十分に行われる
		一そのものの教育も重要であり、日本アクチュアリー会が本パブコメへの対	よう、「VI-5 アクチュアリーの資格試験・資質の向上」等
		応としてどのようなことをしているのか、適切に監督していくことも期待し	に記載のとおり、引き続き適切に監督してまいります。
		たい。	
15	その他	MVA 商品とは、保険期間と保有する債券の満期を一致させ、さらにそれを MVA	いわゆるタイムラグマージンと MVA 商品に係る金利リス
		期間として設定することにより、金利リスクを軽減するものと理解しており	クは異なる別々の論点であると考えます。
		ます。	なお、MVA 商品に係る金利リスクについては「Ⅱ-3-8 資
		実際、解約返戻金 CF については、今回のパブコメの本題である解約の計算	産負債の総合的な管理」等に記載のとおり、保険会社にお
		基礎基準日と解約請求日の差異の他、金利フロアや指標金利の違いといった	いて適切に管理されるよう、引き続き監督してまいりま

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		モデルリスク的要素を除けば解約リスクはないと考えられ、実務的には(何ら	す。
		かの評価が必要としても)無視できるものなのかもしれません。	
		一方で、MVA 商品といえども、保険商品であることから、保険給付 CF や事	
		業費 CF に係る金利リスクも存在するものと考えられます。また、最近では平	
		準払 MVA 商品も出ています。	
		これらの金利リスクの重要性は、会社のリスクプロファイルにより異なる	
		わけであり、MVA 商品は金利リスクがないものとして管理している会社がある	
		一方、やはり金利リスクはあると考えるべきだが、ではどう管理すべきかと悩	
		んでいる会社もあるようである。	
		本パブコメは、保険契約者保護の観点しか扱っていないが、タイムラグマー	
		ジンを扱うのであれば、このような視点がないのは不十分と考える。再考をお	
		願いしたい。	
16	その他	保険会社が MVA を導入している目的は、金利リスクの引受を拒否し、これを	
		保険契約者に移転するためであるが、パブコメ記載の通り、保険会社も、解約	
		タイミングに起因する残余金利リスクの引受を余儀なくされることから、そ	
		の引受に係るコストとして、タイムラグマージンが設定されていると承知し	
		ている。	
		従って、タイムラグマージンの設定については、パブコメにもある通り、残	
		余金利リスク管理の高度化とセットで考えられるべきものである。一方、この	
		残余金利リスクには、MVA 設定期間や指標金利等、多様なベーシスリスクが存	
		在しているものの、多くの保険会社は、重要はなさそうだとの直観から、その	
		リスクプロファイルは把握の必要すら認識されていないのが業界実態であ	
		る。	
		以上を鑑みると、本パブコメは、この残余金利リスク管理の高度化を保険会	
		社に求める記載が完全に抜け落ちており、不十分と言わざるを得ない。	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
17	その他	MVA の計算式の MVA 期間は、実際に保有する債券に合わせて高齢期間を含め	ご指摘の具体的状況が明確でありませんが、一般論とし
		るものの、実際に高齢になった場合には、当局指導を踏まえ、MVA を適用しな	て、特定保険契約の販売にあたっては、その商品性やリス
		いことが多い。	ク等について法令に基づき契約時に十分な説明を行うと
		このような場合、特定年齢に達する前後で解約返戻金が著しく減少するこ	ともに、アフターフォローの取り組みについても検討・実
		ともありうるわけであるが、ご当局としては、この点についての問題意識はな	施していくことが重要と考えます。
		いことを確認させて欲しい。	
18	その他	MVA を利用した外貨建生命保険にあっては、「市場金利」及び為替市場の動	No. 3 と同様に、顧客の属性に応じた適切かつ十分な説
		向に関して主体的積極的な投資判断を行える顧客にしか販売・勧誘できない	明が行われるよう、引き続き適切に監督してまいります。
		ことを「Ⅱ-4-4-1-3 特定保険契約における適合性原則」で示すべきである。	なお、「主体的積極的な投資判断を行える顧客にしか販
		また、MVA を利用した外貨建生命保険では適合性原則に特に留意する必要が	売・勧誘できないことを示すべき」との部分については、
		ある。MVA は中途解約しなければ関係ないが、為替相場の変動は激しいため、	貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきま
		円高の進行に耐えられずに中途解約を検討しなければならない場面は必ずあ	<del>ुं</del> ,
		ろう。特に保険は死亡や加齢への備えとして長期の保有を前提としている。そ	
		の間、円高相場知らずの平穏無事で終えることの方が考えにくい。したがって	
		中途解約の是非を判断するため契約者は MVA をよく理解しておかなければな	
		らない。	
		しかし理解できる消費者は限定的であろう。すなわち、MVA という仕組みに	
		より、中途解約においては外国公社債への投資と同様の判断が必要になる。こ	
		れは消費者には馴染みのない判断であり、通常は的確に行えない。当該国の	
		「市場金利」や為替動向を見ながら、有利なタイミングで判断できる者はそう	
		はいまい。当該国の「市場金利」の動向自体をよく知らない消費者の方が多い	
		のが実態ではないだろうか。	
		(他5件、同様のご意見がございました。)	
19	その他	MVA の計算式に含まれる金利指標には、下限が設定されるのが一般的であ	No.3と同様に、保険会社や保険募集人には、顧客が十分
19	ての他	り、現在のような低金利局面では、保険契約者は、債券価格の上昇を享受でき	
		フ、坂江のような松玉州内田では、床院大利日は、限分価俗の工弁を子文でき	に内分で任所したりんで、日りの息間に石りた体膜失利の

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		ないという問題があることはよく知られている。しかしながら本パブコメは、	締結が出来るようにすることが求められ、そのためには、
		あくまでタイムラグマージンによる影響を限定的に取扱うものであり、この	金利局面による影響も含めた保険商品の仕組みや性質に
		ような金利フロアによる保険契約者への不当な取扱については対象外である	ついても十分に顧客に理解いただくことが前提となりま
		ことを確認したい。	すので、顧客に対し適切かつ十分な説明が行われるよう、
20	その他	MVA に係る保険契約者保護といえば、タイムラグマージンだけでなく、昨今	引き続き適切に監督してまいります。
		の低金利環境下では、金利フロアの問題の方が深刻。MVA 金利には下限がある	なお、MVA 計算用の金利について、近年販売されている
		ため、保険会社は金利が下がるほどウハウハなのです(保険契約者が保険会社	商品では下限が設定されないものが多くなってきており
		にオプションを売っているのです、しかもオプション料ゼロで!)。これは保	ますが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせてい
		険コンサル業界では MCEV 評価におけるプラスの TVOG(オプションと保証の時	ただきます。
		間価値)として知られている有名な話です。なぜパブコメでこの問題を扱わな	
		いのか、理解できませぬ。	